

## 武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年4月16日に開催した第3回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染症予防のための職員体制について

職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、原則として、25パーセントの減員としているが、更なる感染拡大防止のため、業務継続計画（職員40パーセント減員想定時）を踏まえ、在宅勤務等を更に推進し、職員の出勤を半数程度以下に削減する。

- (1) 期 間 令和2年4月20日（月）から5月8日（金）まで
- (2) 対 象 全職員（会計年度任用職員を含む。）

#### 2 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について

国及び東京都の緊急経済対策に迅速に対応するため、情報収集に努める。